

平成十九年六月八日受領
答弁第二八四号

内閣衆質一六六第二八四号

平成十九年六月八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣
塩崎 恭久

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在タイ大使館に配置されていた陶磁器「釉嵌線文大皿」の消失に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出在タイ大使館に配置されていた陶磁器「釉嵌線文大皿」の消失に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二について

物品管理簿においては、御指摘の「釉嵌線文大皿」に係る記載がなされている。

三について

御指摘の「釉嵌線文大皿」は、昭和二十八年に八千円にて購入したものである。

四、五、七及び八について

御指摘の「釉嵌線文大皿」は、物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）等に基づき、物品管理官による不用の決定を経て廃棄された。御指摘の「釉嵌線文大皿」を廃棄した時点でのタイ国駐劄特命全權大使は時野谷敦であり、同氏は既に外務省を退職している。

六について

外務省として、御指摘の「釉嵌線文大皿」の管理体制は適切であったと考える。